

～ 事業所のみなさまへ ～

令和8年6月利用分の請求時から、下記の点にご注意ください。

牧之原市独自の介護職員処遇改善加算の加算率改定及び上乘せ区分の新設（サービス種類：A2・A3・A7・AF）

この度、**令和8年6月利用分**から介護職員処遇改善加算を下記の通り変更します。なお、事業所の皆様に置かましては、重要事項説明書の改定、利用者様への説明及び同意を得ていただきますよう、お願いいたします。

	区分	加算率			区分	加算率	
		訪問サービス	通所サービス			訪問サービス	通所サービス
牧之原市 処遇改善 加算	処遇改善加算Ⅰ	245/1000	92/1000	⇒	処遇改善加算Ⅰイ	270/1000	111/1000
					処遇改善加算Ⅰロ	287/1000	120/1000
	処遇改善加算Ⅱ	224/1000	90/1000	⇒	処遇改善加算Ⅱイ	249/1000	109/1000
					処遇改善加算Ⅱロ	266/1000	118/1000
	処遇改善加算Ⅲ	182/1000	80/1000	⇒	処遇改善加算Ⅲ	207/1000	99/1000
	処遇改善加算Ⅳ	145/1000	64/1000	⇒	処遇改善加算Ⅳ	170/1000	83/1000

介護予防ケアマネジメント（新設）	21/1000
------------------	---------

- **国の処遇改善における算定状況に応じ、牧之原市処遇改善加算を取得できます。**  
※ 牧之原市の加算率の改定は「通所介護」に合わせて改定します。そのため、定員19名以下であっても地域密着ではなく、「通所介護」と同様の加算率になりますので  
ご注意ください。
- 加算の計算方法は、国に準じます。
- CSVファイルにつきましては、市HPに掲載すると共に各事業所へメールで送付させていただきますのでご確認ください。  
※ 市HPに掲載のものは、過去の廃止したサービスコードのデータも含まれたものになります。事業所で使用するシステムにより、エラーを起こす可能性があります。  
その場合は、メールで送付した**最新のサービスコードのみ**のCSVファイルを使用してください。

#### 【提出書類について】

- ① 国に介護職員処遇改善加算では、どのように処遇を改善するか計画書と報告書（以下、書類という。）の提出が求められています。
- ② **牧之原市処遇改善加算では、この書類を国の様式と同様にし、国の書類をもって市の書類とします。**
- ③ **書類の提出は、②より、現在給付の指定権者へ提出している国の介護職員処遇改善加算に係る書類と同様のものを、**  
**「総合事業（緩和型）用」として牧之原市へ提出してください。**  
**なお、地域密着型の指定により牧之原市が指定賢者となっている場合は、提出は1部で構いません。しかし、総合事業（緩和型）**  
**分を含むことを示してください。**